　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２８年５月１７日

販売店　各位

（一社）鹿児島県ＬＰガス協会

需要開発推進運動

『需要促進・現金還元キャンペーン』の実施について

協会事業の運営に対しご協力をいただき感謝申し上げます。

下記の燃転又は対象機器を購入した消費者に対し、現金還元（キャッシュバック）を行う『需要促進・現金還元キャンペーン』を実施いたします。

販売店におかれては、キャンペーンチラシ等を使って、お客様に周知をお願いしますとともに、燃転又は対象機器の成約に結びつけてください。

記

【需要促進・現金還元キャンペーン実施要綱】

**１．キャンペーン期間：平成２８年６月１日（水）～予算終了まで**

（注）上記期間に販売・設置したものに限ります。

**２．対象及び還元金：**上記期間に下記に該当し申請が受理された場合、お客様に対し、

販売店を通じて、次の金額をお支払いします。

**（１）燃転を行った場合　　　　　昨年と大きく変更されました**

①オール電化（ＩＨコンロとエコキュート又は電気温水器）を転換した場合

・・・１件につき３万円

②一部電化（エコキュート又は電気温水器）を転換した場合・・・１件につき１万円

③　①、②以外で、ＩＨコンロ、灯油ボイラー、太陽熱、薪等を転換した場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・１件につき５千円

**（２）ガス衣類乾燥機を販売した場合**・・・１台につき１万円　　　　　**新設しました。**

　　　　　上記（１）＋（２）が予算250万円に達し次第、受付を終了します。

（注意）Ｓｉセンサーコンロやガス給湯器等の買換えは対象外。

また、ＩＨコンロは、コンロ型の誘導加熱をする電磁調理器を指し、いわゆる

ＩＨクッキングヒーターと呼ばれるもの。電気コンロは含まれません。

**３．還元方法：**協会は、現金還元申請のあった販売店に対し、①又は②の方法で、申請受理後、販売店に対し還元金を支払います。

**支払時期は、月末締めの翌月１０日支払い。（月１回）　　昨年と変更**

①販売店が指定する金融機関の口座に送金する

**送金手数料は全ての金融機関で、協会負担です。　　　昨年と変更**

②協会事務所にて販売店に直接現金でお支払いする

　　　　　　　　　　　↓

還元金を受領した販売店は、消費者に速やかに還元（キャッシュバック）してください。

**４．現金還元申請の手順について**

（１）販売店は、機器設置後、『エントリー票』**（初回の申請時のみ**）と『燃転用又は衣類乾燥機用の申請用紙』（申請用紙①に記入）を協会にＦＡＸ送信してください。**２回目以降の申請は、エントリー票の送信は不要です。**

★燃転を行った場合は、燃転前の機器及び燃転後の機器の写真（メール又は郵送　ＦＡＸ不可）を添付し、併せてメーカー保証書（コピー）を申請用紙に貼付してください。また、燃転に至った経緯等を記入してください。

★衣類乾燥機を販売した場合は、同①にメーカー保証書（コピー）を貼付してください。写真の添付は不要です。

（注）受理順はＦＡＸに表示された日時によるものとします。添付無しや記載漏れ等不明な点がある場合は受理しません。また、土曜・日曜・祝日及びお盆（８/１４～８/１５）は協会事務局が休業ですので受付はしません。例えば土曜、日曜の申請分は翌週月曜日の申請・受理扱いとなります。（月曜日が祝日の場合は火曜日申請・受理扱いとなる）

　　　　　　　↓

（２）協会は申請用紙中①の内容を審査。

　　　　　　↓

（３）受理後、協会は販売店に受理した旨を連絡。（申請用紙中②をＦＡＸ返信）

　　　　　　↓

（４）協会は原則、申請を受理した月の翌月に販売店に還元金を送金。

　　　　　　　↓　　　　昨年と変更

（５）販売店は還元金を受領。

　　　　　　　　↓

（６）販売店は消費者に還元金を支払う。（キャッシュバック）

　↓

（７）販売店は協会に消費者に還元金を支払ったことを報告。

（申請用紙中③を協会にＦＡＸ送信）

**５．受付終了後について**

　　予算額に達した後、申請しても現金還元が出来ませんので、消費者との商談の際は、現金還元の確約は控えていただくようお願いします。

そのため、予算消化状況を定期的にＦＡＸや協会ＨＰ等でお知らせしますので、持ち予算額に近づいた時点では入念な確認をお願いします。

**６．キャンペーンチラシについて**

キャンペーンチラシは、販売店の消費者戸数×１０％を無償提供します。また、それ以上のチラシが必要な場合は、ご相談ください。

なお、協会HPからダウンロードして取得することも出来ます。

※消費者戸数とは販売事業者賠償責任保険の付保戸数とします。

**７．その他**

申請内容と事実が異なる場合、還元金の返還を求める事がありますので、ご注意ください。

　　また、本キャンペーンにおいて、顕著な成果を出された会員事業所社員の方々は、表彰を行うことを検討しております。

最後に、同キャンペーンの予算は、販売店から拠出していただいた、業界広報活動費（消費者戸数×20円）からまかなっておりますので、積極的にご活用ください。

協会メールアドレス：[soum-kglpg@po.minc.ne.jp](mailto:soum-kglpg@po.minc.ne.jp)

　　ご不明な点がありましたら、事務局（☎099－250－2535）に連絡ください。